Question

5

事業承継税制の適用に際しての注意点

Q. 事業承継税制の適用において、どのような点に注意が必要か?

要旨 事業承継税制とは、中小企業の非上場株式に対する相続税及び贈与税の納税猶予制度です。この制度は、中小企業の経営者の高齢化が急速に進む中、円滑な世代交代を推し進めるために 2009 年度税制改正で創設されたものですが、2018 年に新事業承継税制(特例措置)として 10 年間の時限措置で、従来の「一般措置」に比べて適用要件が一部緩和されています。

この新事業承継税制によると、後継者が相続や贈与で取得した自社株の全てについて、相続税や贈与税の全額が猶予(最終的に一定の要件を満たせば免除)されますが、適用に当たっては留意すべき事項もあり、制度の正しい理解、慎重な検討が必要です。

解説

1. 相続税の納税猶予制度における注意点

事業承継税制は、非上場株式に関する贈与税、相続税負担を軽減するものですが、あくまで納税猶予であって納税免除ではありません。

この制度の適用を受けた場合、後継者は 常に納税猶予の取り消し、一括納付という リスクを抱えながら経営していくことにな ります。

納税猶予を受けている間に納税猶予の取り消し事由に該当した場合は猶予された相続税または贈与税の他、納税猶予期間中の利子税を併せて一括納付しなければなりません。

2. 贈与税の納税猶予制度における注意点

贈与税の納税猶予を受けるとその猶予を 受けた贈与税額は、贈与者である先代経営 者が死亡すると免除されますが、先代経営 者の相続税額の計算上その納税猶予を受け ていた自社株式は、「みなし相続財産」と して、相続税の課税対象とされます(当該 株式について相続税の納税猶予を受ければ 納税猶予は継続されます)。

なお、贈与税の納税猶予を受けると、先 代経営者の相続税の計算上、自社株式は贈 与時評価で計算され、他の相続人の相続税 額にも影響を与えることになります。した がって、納税猶予を適用する場合でも、自 社株の評価引き下げ対策は必要であること も留意すべきでしょう。

また、本制度は親族外の後継者への贈与も対象とされますが、この場合でも先代経営者の死亡時には相続税の課税対象とされるため、後に親族外後継者と法定相続人の間で問題が起きないように、事前に十分な検討をしなければなりません。







Ι

事業承継税制の適用に必要な対策

くご提案のポイント>

- ・事業承継税制の適用に当たっては、適用要件、取消時のリスク、後継者以外の相続 人も含めた税負担等、慎重に検討すべき事項があります。
- ・先代経営者と後継者の関係、後継者以外の相続人の状況、会社の管理体制等を検討 した上で、適用の是非を検討すべきであり、適用に当たっての課題を改善すること も考えるべきでしょう。

1. 事業承継税制に関する注意点を認識する

事業承継税制は、「自社株式に関する贈与税・相続税がゼロになる」「従前の一般措置に 比べて、要件が緩和され、取消リスクが軽減された」などと、大雑把に理解されているケースもあるのではないでしょうか。しかし、①本制度はあくまでも納税免除ではなく納税 猶予であり、適用要件を欠いた場合には納税猶予が取り消されるリスクがある点、②相続 税の納税猶予を受ける場合でも、自社株式の評価額が全体の相続税額に影響を及ぼす点、 ③親族外承継の場合でも、先代経営者の死亡時には自社株式が相続税の申告に含まれ、法 定相続人の相続税額に影響し、また親族外の後継者も相続税の申告に含まれる点など、事 前に認識しておくべき留意点が少なくありません。

2. 適用に当たって判断すべき事項

納税猶予の取消事由には、会社の要件、先代経営者と後継者の人的要件に加え、都道府 県や税務署への届出を失念した場合等の手続き的なものもあります。特に税務署への届出 は納税猶予を受けている期間中、永続的に必要とされるため、会社や顧問税理士との間で 管理方法等について十分に協議しておくべきでしょう。

また納税猶予を受ける場合、「自社株評価の贈与税、相続税はゼロなので、株式評価には気を配る必要はない」といった誤解をされがちですが、株式評価によって他の相続人の相続税が変動する、納税猶予の取消があった場合には適用時の評価で納税が必要になる、といった点で、納税猶予を受ける場合の株式評価対策は重要であり、一定期間をかけて計画的に取り組む点も認識しておくべきです。

また、親族外の後継者への承継に事業承継税制を適用する場合、先代経営者の相続時の影響まで十分に考えて適用を検討すべきです。

この他にもさまざまな検討事項があるので、顧問税理士とも十分に協議し、先代経営者、 後継者、他の相続人、会社などの立場から、事業承継税制の適用を受けるべきか否か、受 ける場合にどのようなことに留意すべきか、検討すべきです。

また、これらの課題を検討した結果、事業承継税制の適用を受けず、一定の贈与税、相 続税を負担して株式承継をする判断をすべきこともあるでしょう。





